

雇用要件の基本手当日額と受給総額計算・・・健康保険扶養家族認定基準の参考資料

(注: 政府管掌健康保険の扶養家族に認定されるかどうかの目安を求めるもので、受給金額を約束するものではありません)

会 社 名	労働保険	
対 象 者 氏 名	雇 用 保 険	
生年月日(西暦)	1948/8/3	満 64 歳
離 職 日 (西 暦)	2013/4/3	
離 職 理 由	①定年・契約期間満了・自己都合・懲戒解雇	
離 職 時 満 年 齢	65歳未満	← 離職理由の変更後 再選択を忘れないで下さい
被 保 険 者 期 間	20年以上	

(本件求職者給付受給の基礎となる被保険者期間)

待機と給付制限を調べる離職理由

必須入力 ⇒ 解雇・定年・契約期間満了 ⇒ ※1 7日間 (待機)

※2 賃金日額	※3 基本手当日額	受給月額(28日分)	※4 所定給付日数	受給総額	
15,000	6,440	180,320	150	966,000	※5 当年受給額 966,000

※1 給付制限の3ヶ月は本来暦日で計算するが、便宜上90日で計算。

※2 賃金日額は離職票-2から算出し入力

※3 基本手当日額は平成25年4月1日現在施行の額と率に基づく

※4 所定給付日数は平成25年4月1日現在の日数

※5 便宜上離職日の翌日に受給手続きを行い所定の待機完了後に受給を開始した場合を想定し、離職日の属する**暦年**の受給額を計算。

※6 便宜上離職日の翌日に受給手続きを行い所定の待機完了後に受給を開始した場合を想定し、離職日の属する**翌暦年**の受給額を計算。

※6 翌年受給額
0

健康保険扶養家族認定基準・・・平成25年4月1日現在

- 1、年収130万円未満(対象者が60歳以上又は障害者の場合180万円未満)であること。
- 2、上記1、に加えて、主として被保険者の収入で生計を維持していることが、生活実態の妥当性を保っていること。
- 3、上記1、に加えて、その年収が被保険者の年収の半分未満であること。
但し半分以上であっても、被保険者の年収を上回らない時は世帯の生計状態を総合的に判断して妥当性を保っていること。
- 4、年収とは、年金や失業給付など全ての収入(所得ではない)の合計金額を指す。

2013/5/19 作成

承 認	備 考	係
	コメント:	